

対象者（ または の方）

税源移譲により所得税額が減少する結果、住宅借入金等特別控除可能額が所得税額より大きくなり、控除しきれなくなった方

住宅借入金等特別控除可能額が所得税額より大きく、税源移譲前でも控除しきれなかったが、税源移譲により控除しきれない額が大きくなった方

計算方法

前年分の所得税の住宅借入金等特別控除可能額

移譲前の税率で算出した前年分の所得税額

控除額 = [ 、 のいずれか少ない金額 ] - 移譲後の税率の所得税額

この控除額が個人町民税・県民税より減額されます。

申告期間は、平成 20 年 3 月 17 日まで（毎年 3 月 15 日までに申告が必要です）

確定申告をされない方は、源泉徴収票を添付し、「市町村民税・道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書」を平成 20 年 1 月 1 日現在お住まいの市町村に提出してください。

確定申告をされる方は、税務署に確定申告書を提出する際に「市町村民税・道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書」（用紙は役場本庁・支所に備え付けています。）を提出してください。

### 地震保険料控除の創設（平成 20 年度分町民税・県民税から適用）

地震保険への加入を促進する目的で、現行の損害保険料控除は見直され「地震保険料控除」が創設されました。それに伴い、短期損害保険料控除は廃止されました。

居住者が、その所有する居住用家屋、生活用動産を保険等の目的とし、かつ地震等を直接又は間接の原因とする火災等による損害により生じた損失の額を補する保険金等が支払われる損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料等を支払った場合には、町民税・県民税では、その保険料等の金額の 2 分の 1 に相当する額（上限 25,000 円）が控除の対象となります。詳しくは、控除証明書により確認してください。また、平成 18 年 12 月 31 日までに締結した長期損害保険料（保険期間 10 年以上、満期返戻金有）には、従前の損害保険料控除を適用する経過措置が設けられます。

町民税 県民税

地震保険料控除額 = 支払った保険料の 2 分の 1（限度額 25,000 円）

所得税（平成 19 年分から）

地震保険料控除額 = 支払った保険料（限度額 50,000 円）

### 税源移譲時の年度間の所得の変動に係る経過措置

19 年度町民税・県民税で税負担が上がった分は、19 年分の所得税で調整され負担の増減はありません。しかし、19 年中の所得が大きく下がり、所得税がかからなくなってしまった場合は、調整すべき金額を所得税から差し引くことができません。このため、18 年分と 19 年分の所得の変動に伴う負担増を調整する経過措置が設けられました。

対象者（ と を満たす方）

19 年度町民税・県民税の課税所得金額（申告分離課税分を除く） > 所得税との人的控除額の差の合計額

20 年度町民税・県民税の課税所得金額（申告分離課税分を含む） 所得税との人的控除額の差の合計額

計算方法

19 年度合計課税所得金額について 税源移譲後の税率を適用し、調整控除を行った後の税額から、税源移譲前の税率を適用した税額を差し引いた額が減額されます。既に納付済の場合は、還付（充当）されます。

申告

対象者は、平成 20 年 7 月 1 日から平成 20 年 7 月 31 日までに平成 19 年 1 月 1 日現在の住所所在地の市区町村へ申告をすることにより経過措置が適用されます。

### 老年者の非課税措置の廃止に伴う経過措置の終了

老年者の非課税措置の廃止に伴い、平成 17 年 1 月 1 日において 65 才に達していた方で、前年中の合計所得金額 125 万円以下の方の町民税・県民税の税額を平成 18 年度は 3 分の 2、平成 19 年度は 3 分の 1 を軽減してきましたが、平成 20 年度以降は経過措置がなくなり全額課税されます。

【お問い合わせ】 本庁税務保険課（☎ 77 - 3615）又は由岐支所住民室（☎ 78 - 2211）